

# 富山県内水面漁場管理委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和7年2月17日（月）午前10時から午前11時43分  
場所 県民会館503号室

## 2 出席委員

竹野博和、東 秀一、角眞光彦、杉守智美、立野義弘、田子泰彦、中井隆行、堀井律子（欠席委員：なし）

## 3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

## 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

## 5 議事録署名委員の指名

東 秀一、中井隆行

## 6 県職員等

水産漁港課 地崎課長、南條副主幹、中島主任

## 7 事務局職員

前田事務局長（水産漁港課課長兼務）

## 8 付議事項（議題）

### （1）第5種共同漁業権の一斉切替えにかかる漁場計画策定方針について（協議）

県水産漁港課の中島主任から、資料1-1～3に基づき説明があった。

内水面の漁業権免許である第5種共同漁業権については、令和8年度の一斉切替えに向け、現在作業中である。漁業権の切替えに際しては、県による漁場計画の策定が必要であり、計画の公示にあたっては、漁業法により委員会の意見と当該意見の処理結果も添付する必要がある。このため、計画策定の前段階として、策定方針の案について委員会の皆様の意見を伺いたく、今般協議する。協議にあたっては、まず資料1-2により、免許更新のスケジュールと漁業者からの要望について現状を報告し、続いて、今回の漁場計画策定の考えの基本となる国が示したガイドラインについて資料1-3により説明し、最後に、資料1-1により

今回の方針の案と10年前の前回との変更点について説明する。

まず、資料1-2は第5種共同漁業権の一斉切替えに向けたスケジュールを示しており、最終的には令和8年9月に新たな漁業権が免許される。これまでに、令和6年11月と令和7年1月には各漁協から事前要望調査とヒアリングを行っており、今回の令和7年2月には漁場計画策定方針について県から委員会へ協議する。資料には事前要望調査の結果をまとめているが、いくつかの漁協から区域を拡大する要望や魚種を変更する要望が出されている。

続いて、資料1-3により、国が示すガイドラインについて説明する。10年前の免許更新時と、今回の免許更新で一番異なる点は、令和2年に漁業法が改正され、漁場の利用に関する考え方が整理されたことである。改正された漁業法による漁場利用の考え方は、「海面利用制度等に関するガイドライン」として取りまとめられているので、水産庁作成の説明資料の抜粋版により、簡単にガイドラインを説明する。海面利用制度の趣旨として、人口減少社会を迎える中、利用度が低下している漁場も見られるようになり、一層の漁場の有効活用を図る必要がある。このため、透明性を確保した、共通のルールに基づく制度運用を可能とするため、ガイドラインを定めるというもの。漁場の利用においては、「漁場を適切かつ有効に活用できているかどうか」が大きな判断ポイントになる。適切かつ有効を判断するために、チェックシートが示されており、これに基づき、既存漁場も含めて、漁場が適切かつ有効に活用できているかを判断し、それに基づいて、漁場計画を策定する、という流れになる。

ここまでの説明を踏まえ、資料1-1の策定方針案について説明する。資料1-1の2ページ目は案の全文、3ページ目は10年前からの変更点を一覧表にしたものである。基本的な構成は、10年前の方針と同じであるが、ガイドラインが新設されたことや、最新の技術的助言を参考として、2点を変更している。なお、変更部分には下線を引いてある。

基本方針では、海面利用制度等に関するガイドラインに基づき、漁業上の総合利用、漁業生産力の維持発展などに配慮して漁場計画を策定するものとしている。漁場区域の基本的考え方については10年前と変更はないが、漁場区域は増殖に適した水面であること、既存の漁場区域については、漁場環境が大きく変化して当該水面での増殖に適さないと認められない限り、引き続き漁場区域とすることとしている。新規の漁場区域についても、要件を掲げて、総合的に判断するものとしている。第5漁業権魚種については、水産庁から増殖活動について具体的な内容を追記している。

- 田子委員から、新規の漁場区域の要件として、水面が他人の所有又は占有状態であって所有者や占有者の同意が得られる場合、というケースがあるが、事例があるのか質問があった。
- 中島主任から、富山県においては事例がなく、基本的に公共水面に対して漁業権が設定されるもの、と回答があった。

- 田子委員から、漁業権の内容について漁業法改正により5年ごとに見直すように変わったとのことであるが、実際に免許されてから5年後に見直すことが可能なのか、質問があった。
- 中島主任から、海面利用制度等に関するガイドラインに明記されており可能である、との回答があった。この点を踏まえて、必要に応じて3年程度の期間、調査や必要なデータ収集等を進めて欲しい、との補足説明があった。このほか、委員から意見や質問等はなく、第5種共同漁業権の一斉切替えにかかる漁場計画策定方針について、案のとおりで「異議なし」とされ、決定された。

## (2) 令和7年度増殖目標量の委員会指示について（協議）

県水産漁港課の中島主任から、資料2-1～2に基づき説明があった。

令和7年1月に第5種共同漁業権を有する全ての内水面漁協に対してヒアリングを実施した。令和5年の豪雨災害による漁場被害と遊漁者減を踏まえ、中新川内水面漁協において放流量の削減が実施されたほか、一部の魚種において種苗手配の都合に合わせた代替措置が実施されたものの、概ね全ての魚種で、委員会指示量に対し、問題なく増殖が実施された。

コイについては、KHV 病まん延防止措置の徹底の観点から、呉東内水面漁協、中新川内水面漁協、白岩川南部漁協、富山漁協、婦負漁協では放流が見合わせられた。

続いて、今年度の漁業権区域における外来魚の生息状況について報告する。各内水面漁協から、外来魚の生息量、遊漁者数、食害についてアンケートを行った。神通川、庄川、小矢部川では、外来魚の採捕の報告があった。その他の漁協では、生息はない、または不明であった。神通川では、オオクチバス、ブラウントラウト、ニジマスの生息とフナやアユの稚魚の食害が確認された。ブラウントラウトやニジマスは上流の共有漁場の宮川水系から神通川へ流下していると考えられている。庄川と小矢部川では、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルの生息がみられたが、生息量や被害状況は不明であった。

資料2-2に基づいて、令和7年度増殖目標量の委員会指示(案)の説明があった。

本年度は、概ね問題無く増殖が行われたため、増殖目標量は令和6年度と同数の指示量としたい。解散手続き中の白龍漁協が管理する内共第7号の指示量をゼロとする点も同様。放流する魚の大きさ、種苗放流についての留意事項についても同じとしたい。委員会協議の結果、内容が決定すれば、本案のとおり、県報に登載したい。

- 中井委員から、令和6年2月の委員会での説明で、指示量を重量や尾数で定める方法から金額で示すことが可能との話があったが、令和8年の漁業権の切替えにおいて変更することは可能か、質問があった。
- 中島主任から、漁場計画策定に合わせ義務放流量を定めるが、金額での設定

に変更することは可能。岐阜県との共有漁場ではすでに金額での表記となっている。重量や尾数は実際の数量が分かりやすいメリットがあるが、金額での設定は漁協経営に与えるメリットがあると思う、と回答があった。

- 田子委員から、令和8年の漁業権の切替えでは、庄川漁連ではニジマスは漁業権魚種から除外する予定であるが、年度途中で漁業権が更新されるため、令和8年度のニジマスの放流指示量をなしとして、放流を止められないか質問があった。令和8年度に放流を実施するためには、前年に発眼卵を発注する必要があり、7年度の秋までにニジマスの増殖に係る対応の方針について判断していただき、できれば、発眼卵の発注を取りやめて無駄を避けたいとのことであった。
- 中島主任から、漁業権の免許切替えにより、年度途中で漁業権魚種が変更となる事例はこれまでにあると思われるので、それらを調べた上で、なるべく柔軟な対応となるようにしたい、との回答があった。

このほか、委員から意見や質問等はなく、令和7年度増殖目標量について「異議なし」とされ、資料2-2のとおり委員会指示を発出することで承認された。

### (3) 神通川水系熊野川における水産動物採捕規制の委員会指示について（協議）

県水産漁港課の中島主任から、資料3-1～2に基づき説明があった。

神通川水系熊野川の上流域は、サクラマス等の産卵場が確認されており、資源保護のため、漁業権者である富山漁協により禁漁区等の採捕制限が設けられている。表1に、熊野川における富山漁協の行使規則および遊魚規則による採捕制限をまとめている。また、当該区域においては、魚道を整備するなど、積極的な資源保護の取組みが行われている。しかしながら、小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域においては、富山漁協の遊魚規則等でアユやサクラマス等の漁業権魚種の採捕は制限されているが、漁業権魚種以外の魚種は採捕することが可能であるため、漁業権者と遊漁者等とのトラブルが懸念される。このことから、熊野川の小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域において、水産動物の採捕を制限する委員会指示が、平成20年4月から継続してなされているが、現在の委員会指示は、令和7年3月31日で終了となる。については、本指示を継続することを内水面漁場管理委員会に協議する。

委員会指示の内容としては、神通川水系熊野川の小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域において、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、水産動物を採捕してはならない、というものである。

- 東委員から、当該区域は自分の漁協の漁業権区域であり、毎年委員会指示を発出してもらい制限を設けるやり方もあるが、漁業権区域から除外して、県の規則等で採捕禁止区域にしてもらえば、毎年、委員会指示を発出する必要がなくなるが、こういったやり方かどうかと質問があった。
- 竹野会長から、漁業権が設定していない区域で、採捕を禁止している場合は

あるか、質問があった。

- 中島主任から、堰堤の直下など魚が蟄集しやすい区域で、県規則により採捕を禁止している場所がある、と回答があった。
- 中島主任から、東委員の提案については不可能ではないが、県規則の変更には時間を要することから、柔軟な対応を確保する観点から、委員会指示を出す方が状況の変化に臨機応変に対応しやすい、との回答があった。
- 東委員から、回答について理解した、との発言があった。

このほか、委員から意見や質問等はなく、資料3-2に示した委員会指示のとおりに発出することとなった。

#### (4) 富山県内水面漁業振興計画(案)について(情報提供)

県水産漁港課の南條副主幹から、資料4-1~4に基づき説明があった。

内水面漁業振興計画というのは、平成26年に議員立法により成立した、内水面漁業の振興に関する法律の中で、「都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画を定めるよう努めるものとする」と定められており、これに基づき富山県では平成28年3月に策定された。計画の策定から9年近く経ち、気候変動や資源の減少、県内内水面漁協の組合員数の減少・高齢化等、県内の内水面漁業を取りまく環境も変化してきた。また、この内水面漁業振興計画の上位計画にあたる富山県水産業振興計画が今年の1月に改定された。そこで、本県内水面漁業の変化や新たな課題等を踏まえ、前計画を改定し、新たに、令和13年度を目標年度とする「富山県内水面漁業振興計画」を策定する。

計画の検討の進め方としては、検討委員会は立ち上げず、漁業者や遊漁者の代表等から構成される内水面漁場管理委員会において計画内容の検討を行い改定する。今回示した案について、修正、削除した方がよい、或いは新たに追加した方がよい課題や施策等について、3月17日までに、資料4-1の一番最後のページの様式に意見等を書いていただき、ご連絡いただきたい。計画の改定スケジュールについては、次回の委員会を4月に開催し、そこで修正案を提示し、そこで問題がなければ、関係機関への協議を経て、最終案を7月ごろに策定する。最終案に問題がなければ、8月頃にパブリックコメントをかけて、9月頃に公表したい。

1ページ目から8ページ目までは富山県の内水面漁業の概況を示している。計画の基本目標は、新たに「森、川、海をつないだ豊かな漁場をつくり、持続可能な内水面漁業を目指す」と設定し、基本方向の3本柱は変更していない。目標年次は令和13年度としている。11ページ以降に、具体的な推進施策の、内容を記載している。

1つ目の柱である、(1)内水面水産資源の回復と増大の①アユ資源の維持・

増大では、地場産アユの安定生産に向けた支援や体制整備の検討を盛り込んでいる。続いて、②サケ資源の維持及び③サクラマス資源の維持については、資源の現状維持を目標に、高温耐性を持ったサケ稚魚の開発やサケ増殖体制の在り方の検討、サクラマスの放流適地の探索等を盛り込んでいる。④外来魚・カワウ対策の推進では、策定されたカワウ管理計画の進捗状況の評価等を盛り込んでいる。なお、この④の項目は、今回の改定で、資源に関する施策へと位置づけを変更している。

2つ目の柱である、(2) 内水面における漁場環境の再生と保全には、①河川環境の再生と保全として、前計画で別項目としていた「水質・水量の確保」に関する項目と「河川整備」に関する項目をまとめて示している。②多面的機能の促進では、漁場環境と直結するような活動が非常に多いというような背景もあり、今回の改定に伴い、(2) の漁場環境の中に位置づけている。

3つ目の柱である、(3) 活力ある内水面漁業づくりには、①遊漁振興と適切な漁場利用として、キャッチ・アンド・リリース区の設定やアユルアー等の新しい漁法の追加等、多様化する遊漁ニーズの取込の推進などを盛り込んでいる。②養殖業の活性化として、ご当地サーモンやバイオテクノロジーを活用したサクラマス種苗生産技術の開発を盛り込んでいる。③魚類防疫対策の強化については、養殖とも関係する分野なので、今回の改定では、3つ目の柱に位置付けている。④内水面漁業の体制強化では、新たに、遊漁者を増やすための漁協による自主放流への取組みを支援することを盛り込んでいる。

現計画では、参考指標値を設定したが、新たな計画ではK P Iを設定し、令和13年度の目標値を設定している。

- 田子委員から、13 ページに掲載されているサクラマスの写真について、天然魚の美しさが分かるものに差替えて欲しい、との意見があった。
- 東委員から、養殖について、入善でのサクラマスの陸上養殖や射水サクラマスの養殖なども含まれるのか、質問があった。
- 南條副主幹から、淡水養殖に限られ、海水養殖は内水面漁業振興計画には含まれないとの回答があった。
- 田子委員から、アユの施策の目標値として、地場産種苗の割合が用いられているが、地場産とは、県内の養殖場で育てられたアユを指すのか、もしくは、卵は富山県産であるが、育成を他県で行ったものについては、どう判断するのか基準を示してほしい、との意見があった。
- 南條副主幹から、整理・検討して回答するとの発言があった。
- 東委員から、地場産の割合を90%へ増やすためには、県内の養殖場だけでは不足するのではないかと、との意見があった。
- 中井委員から、15 ページのKPIとして魚類の生息調査河川数が設定されているが、現状値の18について、どの河川か質問があった。
- 南條副主幹から、水産研究所により調査が行われている河川の数であり、ど

の河川か調べて回答する、との発言があった。

- 立野委員から、20 ページに示されている組合員を確保するため、漁協が行う取組みや体制づくりへの支援について、具体的にどのような内容が想定されるのか質問があった。
- 南條副主幹から、現状では、指導や助言、さらには他県の事例紹介といったものを想定しているが、将来的には、イベント開催への支援なども検討していきたい、と回答があった。また、漁協の経営支援に向けては、遊漁者を増やすための自主放流への取組みの支援を進めたい、との発言があった。

#### (5) 秋サケ来遊実績について (情報提供)

県水産漁港課の中島主任から、資料5に基づき説明があった。

令和7年1月31日時点の本県の秋サケ来遊実績については、本年度の県内沿岸におけるサケ漁獲尾数は1,116尾であり、前年比89%、平年比8%であった。河川におけるサケ捕獲尾数は2,493尾であり、前年比47%、平年比8%と大きく減少した。本年度の来遊実績については、沿岸においても河川においても、大変厳しい結果となった。

続いて、全国のサケの沿岸漁獲と河川捕獲を累計した来遊実績について、太平洋側では、北海道は前年比98%、本州は82%であった。日本海側では、北海道は前年比73%、富山県を含めた本州は前年比68%であった。いずれも、不漁であった前年を下回り、依然として厳しい状況が続いている。

今年度の本県での放流見込みについては、以上のような状況から、サケふ化放流事業に取り組む5つの内水面漁協、朝日内水面、黒部川内水面、富山、庄川、小矢部川の漁協・漁連での採卵数は計1,987千粒に留まった。このため、県鮭鱒部会の仲介により、秋田県から種卵として発眼卵を計1,380千粒移入した。なお、山形県からは受精直後の卵を提供いただける話があったが、8時間以内に輸送を完了させる制限があるもので、残念ながら受け入れることができなかった。現在、各ふ化場において稚魚の飼育管理に取り組んでおり、3月までに約2,816千尾の稚魚が放流される見込みとなっている。

- 田子委員から、呉東内水面漁協では今年度放流を行わないとのことであるが、来年度はどうするのか、また、今後4年後には来遊が期待できないこととなるのか、質問があった。
- 中島主任から、来年度については来遊状況によると思われ、今後も含めて、呉東内水面漁協で対応を検討される、との回答があった。

#### (6) その他

- 田子委員から、前回の委員会で議題となった県漁業調整規則におけるアユの採捕禁止期間の変更について、今後、速やかに改正が行われた場合、令和7年の漁期に漁業権漁場でアユの解禁日を早めるためには、各漁協・漁連

で大至急、行使規則や遊漁規則を改正する必要があることから、スケジューリング的に対応するのは困難であると考えているが、県内の他の漁協ではどのように受け止めて、どのように予定しているか、質問があった。また、漁業権のない河川のみで解禁日が6月1日と早くなるようであれば、県内の漁場間で混乱が生じるので、委員会指示で採捕を規制して、解禁日は従前どおりとするべきではないか、との意見があった。

- 田子委員から、各漁協で毎年実施している解禁前の試し釣りの時期について、5月中に実施時期を早める必要があるか、質問があった。
- 中島主任から、試し釣りの時期については、早くするのが良いのではないかと、との意見があった。
- 南條副主任から、解禁日の設定については、遊漁者を不当に制限しないという観点もあり、その点も含めて検討したい、との発言があった。
- 東委員から、これまでは県内水面漁業協同組合連合会における調整により各漁場の解禁日を揃えていたが、もし、漁業権河川の解禁日が様々な日となるのであれば、委員会指示により、漁業権ない河川の解禁日をいつに設定するのは難しい問題となるのではないかと、との意見があった。
- 立野委員から、黒部川内水面漁協では、毎年連携排砂が実施されることを考慮して、解禁日を前倒しして欲しい、との意見があった。
- 東委員から、かつて黒部川で解禁日が他の河川よりも早かった年があったのは、現行の採捕の禁止期間のもとで、他の河川では週末に合わせて解禁していた関係上、黒部川だけ少し早くなっていた、との発言があった。
- 東委員から、漁業権河川における解禁日は、行使規則や遊漁規則において、現行では6月16日以降で組合が定めた日と規定されているが、解禁日を早めるためには、これを変更する必要があると、臨時総代会を開催して、県に遊漁規則を届け出て、委員会に諮る必要があると、手続きを踏む必要があるとの発言があった。
- 中井委員から、令和7年の漁期については間に合わない、との意見があった。

#### (7) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和7年4月21日(月)13時30分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和7年2月17日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---